

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第18号

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則（昭和48年2月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第16条中「、工事着手届（様式第7号）及び請負代金内訳書」を「及び工事着手届（様式第7号）」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 第12条に規定する随意契約においては、受注者は、請負契約締結後14日以内に工事工程表（様式第6号）、工事着手届（様式第7号）及び請負代金内訳書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、軽易な工事については、請負代金内訳書を省略することができる。

第23条第2項中「任命」の次に「又は委嘱」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の天理市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に公告又は指名通知を行う工事に係る契約から適用し、同日前に公告又は指名通知を行う工事に係る契約については、なお従前の例による。